

障害者福祉援助論

- これから現場に行くあなたに！ -

第12回

理解から実践へ

千葉 晃央

サブタイトルにあるように、「これから現場に行くあなたに！」という視点で、今回は特にまとめたい。何をするかというと、この領域の歴史の経過にまずは「大まか」でいいから触れてもらいたい。そんな願いである。

詳細の記録、物語は他に多数存在する。むしろ、膨大すぎて、どこから手を付けていいのかわからなくなる。その結果、「手を出さない…」とならないような、小さな一歩、一助になればという思いである。ここでは十分な歴史を知るには、確実に不足している。それでも、大きな流れを知ってから、詳細を学ぶきっかけにして欲しい。詳細は、たくさん資料が書籍でも、ネットでもある。ぜひ見て欲しい。

今回のベースになった体験は、親の世代によって、障害を持つ子の子育ての価値観、経験が異なるという実感である。支援者にとっては、目の前の「利用者さんを育てた時代がいつなのか」でもある。その時代の価値観をもって、自分の子どもにも向き合い、自分自身も努力してこられた方で

ある。その親が育った時代や環境も影響しているのは言うまでもない。そうした価値観を知ると理解が深まり、支援の幅が広げられる。その深まりの契機になればありがたい。

育て方が悪い?!といわれた時代

子の障害は、母に原因がある、つまり「母が悪い」といわれた時代である（そんなシンプルな話では当然ない）。妊娠前、妊娠中、出産、その後の子育て、各段階で母に何らかの原因があったとされた。栄養の問題、テレビを見せすぎた問題、投薬の問題…とにかくそうした母の行いが原因とされ、母は責められた。嫁ぎ先から追い出されたり、地域から距離を置かれてしまったり…ということがたくさんある時代であった。現代においても、こうした状況がゼロになったわけではない（だから、あえて西暦何年頃とは言い切れない）。障害に関す

る医療的知識、臨床的知識が今よりもわかっていなかった事実はある。また、優生保護法（1948～1996年に存在した優生思想、優生政策の見地から不良な子孫の出生を防止、母体保護という2つの目的とした法律。強制不妊手術、人工妊娠中絶の合法化、受胎調節、優生結婚相談などを定めた）もあったし、地域などで一緒に過ごした時間がない、もしくは少なく、地域に出ることすらままならない状況がよくあった。そんな場合はこうした母を責める「母原病」（母親の育児が原因で子どもに病気や問題が引き起こされること）状況はすぐ起こってしまう。それは、一般社会ではもちろん、専門職ですら、最新の知見を得る努力を怠っていると似たような状況になりかねない。障害者福祉領域、専門資格領域でもこうしたことが起こらないよう現在は日夜取り組んでいる。しかし、公務員の現場では学ぶ機会があるところとないところの差が激しいように思う。現在も。特に3年程度での異動が前提となりがちな公務員現場では、本腰を入れる間もなく別の部署に行く方も多い。

行くところがなかった時代

学校に行くか、行かないか。学校に行きたいし、行くことができるのに、受け入れ態勢がないから学校に行くとみなす…など「学校教育を受ける権利」がテーマになった場面も過去にはあった。そして、そこをくぐり抜けても、障害がある子どもが学校を出た後に行くところがない時代があった。各地域に施設があっても、一桁。数えるほどしかない（京都市を例にあげると今は100単位で事業所が存在する）。

こうした事業所の設立の主体として、当事者家族の方々が動いた事例も多かった。自分の子どものため、そして子どもの友人、地域で同じ状況で困っている人たちのために自分たちでできること

をしよう！と協力し、立ち上げてこられたのである。嘆願もし、陳情もし、手弁当もし、ともにひざを突き合わせて、汗をかいて進めてきたのである。こうして、自分たちで「社会福祉」を形作ってきた歴史を持っているのは、この障害者福祉領域の特徴である。その意味では、社会福祉領域のトップランナーで来たのである。その成果が、他の福祉領域の参考になった側面も多い。

お世話になるだけで感謝の時代

施設が少ない。そうすると、何とかうちの子を預けたいとなってくる。生活のリズムも作りたい、昼間に通う場所、それが「仕事」であればさらによい。成人すれば働くのが多くの人が経験する展開である。また母が働くという選択肢も時代とともに増えていく。そのため、施設を探し、利用できるようになるよう様々な側面から努める。

そうした努力をしてきた家族は職員に「感謝」をする。子の面倒を自分が見てきたのを職員がしてくれるので、実感として助かるという感情もあるだろう。職員は「〇〇先生」と呼ばれてきた。それは集団で過ごす場所が学校しかなかったし、職員を先生と呼んでおけば便利というものもあるかもしれない。「面倒をみてあげて欲しい」そんな言い回しもご家族から当時は聞くこともあった。

また、今ほどの多様性も認めない時代に（今も十分ではない）、少数派への対応をしてくれたことへの感謝もあったかもしれない。また、高度経済成長期、バブル期もあり、一般企業の給料がとてよかった。なので、この自分たちのつくってきた領域に来てくれた感謝もあったかもしれない。お世話になった人に感謝するという、礼節を大切にしていたのも、その世代の方々が今より強い傾向もある。そうした背景で「感謝」の構図が維持されたように思う。

利用するのは当たり前前時代

「基本的人権の尊重」を日本は一生懸命根付かせようとしてきたのは戦後の歴史そのものでもある。私の1970~80年代に学校に通った経験からすると、たくさん「平等」や「人として対等である」という考え方を学ぶ機会があった。学校の道徳の時間もそうである。また、人権啓発映画、戦争の根底にある侮蔑の歴史などが描かれた映像作品なども通して、たくさん学んだ。夏休みに上映会もあった。

学校では、憲法の前文は暗記する。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある」は当たり前になる。こうした中で、権利意識も徐々に醸成されていったのではないか。「憲法で保障しているのに、どうなっているの?!」と。公害での訴訟、女性運動なども世界で、全国でも注目され、時代の争点となった。それなのに利用できる施設が地域生活の近くにないなんて!と感じることも増えていく。

選択肢があるのは当たり前前時代

誰もが健康で文化的な暮らしをするために、福祉サービスを利用する権利がある。それなのに自分の地域には選択肢やサービスの種類がない…となると暮らしの様々な場面に対応できない。当然、住民が多いと自分たちでやろうという人もいるが、そうでない地域では自主的に事業所を増やす主体も限られる。こうした地域間の格差も話題になった。

そのため、何らかの福祉事業をしているところに行政側がこちらの領域の福祉施設もやりませんかというお誘いでスタートすることもある。そう

なると監査をするのは行政であるが、その事業を頼んだのはそもそも行政という微妙なパワーバランスも見え隠れしてくる。その結果の様々なマイナス、プラスが両面ある事象も後年明らかになる。現在の障害者問題の背景にはこうした歩みの影響もあるのではないか。

この頃には、利用者の施設内での「自治会」活動も活発だった。自分たちの暮らしのルールを、施設ではなく自分たちが決める。その精神で日々の暮らしに向き合った。今は違う(ことが多い)。障害者には向き合う課題があり、そのために国が制度を整備して、計画を立てて支援されることが中心になったのは近年が顕著である。自分たちには権利があるから、自治の声を上げるのも当然なのに。そんなユーザー目線からの意見も入ることで民主的に施設運営を目指した歴史がある。今も一部の実践者は自治会活動を継続している。それでも数が減ったのは事実である。これは後退ともいえるのではないか。

利便性が高く、カタカナ時代

施設を利用して、帰宅の時間が何時なのか、送迎があるのかが話題になった。共働きが当たり前になっていく時期である。理論や支援の質よりも、親の手が離れる時間がどれだけ長いかが大事になっていく。

職員は運転免許が必須になっていく。街中でも送迎車をたくさん見るようになった。特別支援学校の時点で、送迎バスで遠くから学校へ通うことも当たり前になっていく。学校の授業が終わると施設の車が横付けされて、ドア・トゥー・ドアで事業所へ行き、親が仕事から帰宅する時間まで施設で過ごす(というか預かる?!なのか)。

学校卒業後、就労継続支援、生活介護等の日中を過ごす施設の利用を選ぶときがくる。大人にな

っても長く過ごせるところはないのか？という視点でも探すようになる。もし働けなくなっても、大きな変化なく過ごせるところである。それは誰本位だろうか。

子ども家庭庁は「子ども真ん中社会」といい始めたが、そういわなくてはならないぐらい大人の理由で動いてきた。子ども家庭庁は障害児も対象である。こういった状況にはどういった姿勢なのか聞いてみたい。

また、〇〇学園、〇〇作業所は福祉っぽくて人気がないという声もきいた。NPOカタカナに通っているとなると、一般就労のような響きもあり耳心地もよいという家族の声である。複雑な心情も推察され、時代がまた逆行していないか…と考えることもしばしばである。

支援の質が微妙では？の時代

たくさんの施設が増えると、人材が不足する。核になる職員が数人いて、緻密な支援をしていた事業所も、核になる職員が一人とかになってしまっっては「質」は保てない。

自治体もこれまでの関係があった事業所とは歴史の中で「軋轢」もあったりする。そうすると新規の事業所が増えていくことを歓迎する風潮が出てくる。新しい施設なら、軋轢状況もリセットできるからである。

ただ職員全体の質を保つにはさらに工夫が必要になった。サービス管理責任者など、業界内資格も作り、保とうとしてきた。「資格主義の時代」の到来である。

行政は、その行政独自の厳しい基準に満たした実践も労働環境もある事業所を認定する仕組みを始めたところもあった（ここにも突っ込みどころがあるが、またの機会に）。また、施設職員のなかには有資格者の割合が一定以上あれば事業所の報酬

面の加算がつくという方式も制度として国は採用していく。ますます、人材の奪い合いは進み、即戦力主義が広がっていく。育てる覚悟も余裕も枯渇となっちはいないか。

将来も長く利用できるかの時代

足りない種別の事業所（施設）には開業が進むよう、一定の報酬が見込める（儲かる?!）ような制度改定をする。事業所が増えて、テコ入れができることが目的である。その結果、目標の数がそろろうとその優遇制度は終わる。こうなると維持継続が難しい。ライバルの事業所との利用者獲得に負け、閉所というところすら出てくる。私が利用しているところは大丈夫か？と不安も広がる。家族は親が死んだあと障害を持った子がどう暮らすのかという課題に向き合ってきた。いわゆる「親亡きあと問題」である。そのため、お世話になってご縁を作っておくのは就労系施設だけでなく、入所施設やグループホームのあるところにしてしようとなる。今よりも将来を重視である。子どもが加齢し働けない時期が来ても、生活施設にスムーズに移行ができるよう準備をしておく。親心としてそうだろう。ここで扱うことができていない課題がある。人生の働き盛り、伸び盛りの時期に老後のために、これをしておくという決断をしなくてはならないのは、制度の不備だろう。今、事業所の利用定員枠に空きが出ているときにいかないと利用の枠がもらえない。こうした状況も、地域や事業所種別では各地で偏在する。この力動は解決できていない課題として、今も存在する。

選択肢減、人手不足の時代

少子化が顕著になり、利用者の取り合いが激化している。利用者の実際の利用でお金が入る制度なので、その実績が積み上がらないと日常を運営できない。また、利用者を獲得できても、福祉職になりたい人が見つからない状況もある。

コロナ禍を経て福祉職希望者は、また激減した。福祉体験を小学校、中学校などでしていた地道な取り組みが壊滅した。福祉現場に行っていたことがない学生が、高校生になって進路選択の場面で福祉職を目指すことは少ない。まず選択肢として浮かばない。人材をこれまで供給していた国家資格社会福祉士養成課程は2025年度全国で約10課程募集停止、またその予定があると聞いた。

こうした状況を改善するために社会福祉法人が学校に福祉体験を持ちかける取り組みを始めているところもある。こうした長いスパンでの取り組みしかないのかもしれない。また、親族で福祉に縁がある人、働いている、利用しているなどの人がいるかどうかもきっかけになる。いるだけではなく、その仕事が楽しく、やりがいがあるかである。そうでないと身内にはすすめない。

世間の景気がいいと福祉には人が集まりにくいといわれてきた。時給も上がり、企業の人材確保のための給料アップも躍起になっている今、福祉業界はまた岐路に立たされている。福祉人材へ外国人の登用も進んでいる福祉領域もある。また高齢者人材の雇用増など各所様々工夫がある。こうした中の現在の障害者福祉の位置も知っておきたいものである。

BACK ISSUES

「障害者福祉援助論」

対人援助学マガジン 43号～/2020年12月～

「付け加えることができる価値は何か？」

対人援助学マガジン 52～58号/2023年3月～2024年9月

「援助職の未来 1～2」

対人援助学マガジン 41～42号/2020年6月～2020年9月

「対談企画 教育と福祉の連携を模索する」

対人援助学マガジン 16号/2014年3月

「障害を持つ友達と過ごすとは？巻末座談会」

対人援助学マガジン 6号/2011年9月

「1工程@1円～知的障害者の労働現場 1～40」

対人援助学マガジン 1号～40号/2010年6月～2020年3月